

戦没者慰霊事業の概要



厚生労働省社会・援護局

令和8年5月

① 全国戦没者追悼式の挙行

毎年8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とされ、政府主催により、先の大戦による戦没者を追悼し、平和を祈念するため、日本武道館で「全国戦没者追悼式」を天皇皇后両陛下御臨席の下に挙行しています。

この式典には戦没者御遺族をはじめ内閣総理大臣、衆議院・参議院両院議長、最高裁判所長官のほか各界代表の方々が多数参列されます。



② 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式の挙行

毎年5月下旬、厚生労働省主催により、海外（硫黄島を含む）から持ち帰られた戦没者の御遺骨のうち、御遺族にお返しできない御遺骨を東京都千代田区にある「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨し、併せてこの墓苑に納められている御遺骨に対して拝礼を行う「千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式」を皇族御臨席の下に挙行しています。

なお、これまでの納骨数は約37万柱となっています。



③ 遺骨収集の実施

厚生労働省が実施する遺骨収集事業

厚生労働省が担う援護行政は、終戦に伴う引揚者対策に始まり、その後、戦傷病者及び戦没者遺族等の援護などの問題に対応しつつ、種々の変遷を経て、今もなお、戦争によって残された問題の解決に取り組んでいます。その一環として先の大戦による戦没者の遺骨収集事業を国の責務として実施しています。

地域別戦没者遺骨収容概見図

令和7年度末時点での各地域の遺骨収容状況は、下図のとおりです。



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

海外戦没者（硫黄島、沖縄を含む）は約240万人にのぼります。令和7年度末の時点で未収容の御遺骨約112万柱のうち、約30万柱が沈没した艦船の御遺骨で、約23万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にあります。これらを除く約59万柱の御遺骨を中心に、海外公文書館から得られた情報や戦友等からの情報を基に、具体的な埋葬場所の所在地を推定し、現地調査や遺骨収集を推進しています。

遺骨収集事業の推移

昭和27年度以来、厚生労働省では海外（硫黄島、沖縄を含む）での遺骨収集を実施しています。

第1次計画
(昭和27年～32年)

旧主要戦域となった各地を船舶等で巡航し、もっぱら戦没者の御遺骨の一部を「象徴遺骨」として収容しました。

第2次計画
(昭和42年～47年)

第1次計画後も、遺族や戦友による独自の遺骨収集活動が継続され、また、旧戦域の各国における地域開発が進むにつれ、御遺骨が発見されたとの情報が多く寄せられるようになりました。こうした状況を踏まえ、第2次計画(6年計画)により、航空機の利用や現地住民を雇用した遺骨収集を実施しました。

第3次計画
(昭和48年～50年)

昭和47年に元日本兵・横井庄一氏が救出されたことにより、遺骨収集への国民の関心が高まりました。こうしたこと等を受け、遺骨収集の更なる充実強化を図る第3次計画(3年計画)により、集中的に遺骨収集を実施しました。

昭和51年～平成17年

第3次計画までに相手国の事情等で御遺骨を収容できなかった地域のうち、新たに収容が可能になった地域等を中心に、継続的な遺骨収集を実施しました。

平成18年～27年

遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、平成18年度からは民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の情報収集を開始し、それに基づく遺骨収集を実施しました。

平成28年～
現在

平成28年に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)が成立し、国の責務として、令和6年度までを集中実施期間とする新たな取組を開始しました。平成28年8月には、同法に基づき厚生労働大臣が、遺骨収集事業を行う法人として一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定し、以降、同協会とともに遺骨収集を実施しています。

令和2年5月には「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を取りまとめ、遺骨収容・鑑定のプロセスなどを見直した上で、遺骨収集事業に取り組んでいます。

また、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により、遺骨収集事業を計画どおりに実施することができなかったことを踏まえ、令和5年6月の法改正により、集中実施期間が令和11年度まで延長されました。厚生労働省では、今後も現地情勢等を踏まえつつ計画的に事業を実施することとしており、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族にお返しできるよう取り組んでいきます。

戦没者遺骨の年度別収容状況

政府派遣による戦没者遺骨の収容状況は、下表のとおりです。

(令和7年度末時点)

年 度	平成27 年度まで	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度 (※1)	3年度 (※1)	4年度 (※1)	5年度	6年度	7年度	合計 (単位:柱)
収容遺骨数	341,878	886	939	839	407	105	75	122	146	204	258	345,859
送還検体数 (※2)	—	—	—	—	—	103	270	295	517	1,288	625	—

※1 令和2～4年度は新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施しました。

※2 令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還してDNA鑑定を実施し、所属集団判定(日本人の遺骨であるか否かの判定)を行った後に日本人として判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、日本に送還した検体数を記載しています。

遺骨収集の一般的な流れ

① 事前準備

- ・ 御遺骨の所在情報に基づき、収集場所を決定
- ・ 関係国や現地政府等と調整
- ・ 派遣団体と打合せ

※遺骨収集の前に現地調査も行います。

② 結団式



出発前に派遣団員と打合せを行います。

③ 現地政府等への表敬訪問と打合せ



相手国政府や現地の関係機関の協力を得るため打合せを行います。

④ 遺骨収容



派遣団員によって1柱ずつ丁寧に御遺骨を収容します。

⑤ 遺骨鑑定



日本と現地の双方の遺骨鑑定人により、日本人の御遺骨である蓋然性を確認するために慎重に御遺骨の形質鑑定を行います。

⑥ DNA鑑定のための検体採取



御遺骨の一部をDNA鑑定用の検体として日本に持ち帰り、所属集団の判定を行います。科学的な鑑定を終えるまでは、検体以外の部位は現地で丁寧に保管します。

⑦ DNA鑑定



日本に持ち帰ったDNA鑑定用の検体を鑑定機関にお渡しし、DNA鑑定を行います。

⑧ 御遺骨の送還



日本でのDNA鑑定の結果、日本人であると判定された御遺骨については、再度現地に赴き、慰霊のため焼骨し、追悼式を行った上で、日本に送還します。

⑨ 遺骨引渡式



派遣団から厚生労働省職員へ御遺骨が引き渡されます。

DNA鑑定について

身元特定のためのDNA鑑定

遺留品等の手掛かり情報がない御遺骨の身元特定のためのDNA鑑定

厚生労働省では、戦没者遺骨を御遺族へお返しするため、御遺族からの申請に基づいて、国（厚生労働省）の費用負担で身元特定のためのDNA鑑定を行っています。

令和3年10月1日からは、厚生労働省が御遺骨の検体を保管している全地域を対象（下図参照）に、遺留品等の手掛かり情報がない御遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を公募により実施しています。

遺留品等の手掛かり情報がない御遺骨については、現在までに、令和2年8月及び9月にキリバス共和国の御遺骨2柱、同年12月に硫黄島の御遺骨2柱、令和4年12月に硫黄島の御遺骨1柱、令和7年3月に沖縄の御遺骨1柱、同年6月に硫黄島の御遺骨2柱、また、令和8年1月に硫黄島の御遺骨1柱について、それぞれ御遺族との間で身元が特定されました。

DNA鑑定に関する申請方法等の詳細については、
厚生労働省ホームページでご確認ください。

(URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137645_00006.html



身元特定のためのDNA鑑定の対象地域（令和7年度末現在）

- | | | |
|--------------|--------------------|--------------------|
| ・アッツ島 | ・中部太平洋地域 | ・東部ニューギニア |
| ・硫黄島 | ウエーク島 | ・ノモンハン |
| ・インド | ギルバート諸島(タラワ) | ・ビスマーク・ソロモン諸島 |
| ・インドネシア | トラック諸島 | (ガダルカナル島、ニューブリテン島、 |
| (西部ニューギニア含む) | パラオ諸島(ペリリュー島など) | ブーゲンビル島など) |
| ・沖縄 | マーシャル諸島 | ・フィリピン |
| ・樺太・千島(占守島) | マリアナ諸島 | ・ミャンマー(ビルマ) |
| ・旧ソ連等 | (グアム島、サイパン島、テニアン島) | |
| 旧ソ連、モンゴル | メレヨン島 | |
| ・タイ | | |

(50音順)

【参考：身元特定のためのDNA鑑定の推移】

- ・平成15年度から、遺留品等から御遺族が推定できる場合に、御遺族からの申請に基づいて、国（厚生労働省）の費用負担で身元特定のためDNA鑑定を実施しています。
- ・御遺族が高齢化されていることを踏まえ、平成29年度から沖縄県、令和2年度から硫黄島及びギルバート諸島タラワ環礁で収容された御遺骨について、遺留品等の手掛かり情報がない場合であっても、公募によりDNA鑑定を実施しました。
- ・令和3年10月から、対象地域を厚生労働省が御遺骨の検体を保管している全地域に拡大しました。身元特定のためのDNA鑑定を開始した平成15年度から令和7年度までに、身元が判明した件数は、1,301件となっております。

身元特定のためのDNA鑑定の一般的な流れ

- ① ホームページなどで御遺族からDNA鑑定の申請を募ります。^{※1}

厚生労働省で申請内容を確認の上、検体提供者へ検体採取キットを送付し、DNAサンプルを提供いただきます。

DNAサンプルは検体採取キットに同封されている、「検体採取要領」に従い、御自身の頬（口の内側）の粘膜を採取していただきます。



検体採取キット（御遺族用）

- ② 御遺骨と御遺族から提供されたDNAサンプルを、鑑定機関（大学等^{※2}）にお渡しし、DNA鑑定を行います。^{※3}
- ③ DNA鑑定の結果について、専門家による議論を行い、収集した御遺骨と御遺族の間に血縁関係があるかどうかを判定します。



血縁関係が確認され、身元が特定された場合は、御遺族に御遺骨をお返しします。（参考1）

身元が特定できない御遺骨は、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨します。（参考2）

※1 遺留品等の手掛かり情報がある御遺骨については、関係御遺族へ厚生労働省からDNA鑑定の御案内をし、御遺族がDNA鑑定を希望する場合、検体採取キットを送付し、DNAサンプルを提供いただきます。

※2 愛知医科大学、旭川医科大学、大阪医科大学、神奈川歯科大学、関西医科大学、京都大学、信州大学、東京科学大学、福岡大学及び厚生労働省の分析施設においてDNA鑑定を行っています。（大学名は五十音順）

※3 長期間経過した御遺骨では、DNAの損壊が著しく、DNAが抽出できない場合があります。

（参考1）御遺族に御遺骨をお返しした数（令和7年度末時点）

年度	平成3年度～ 30 年度まで	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7 年度	合計 （※）
御遺族に御遺骨を お返しした数(柱)	1,563	22	21	18	14	21	36	9	1,704

※ DNA鑑定以外により判明し、御遺骨をお返しした数を含みます。

（参考2）千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨数（令和7年度末時点）

年度	昭和 33 年度～ 平成 30 年度まで	令和 元年度	令和 2年度 （※1）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7 年度	合計 （※2）
納骨数 （柱）	369,245	925	0	274	217	235	301	374	370,981

※1 例年、御遺族にお返しできない御遺骨は、拝礼式の開催に合わせ千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨していますが、収容された御遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けた事例を踏まえ、これまで検体を採取した御遺骨について日本人の遺骨であるか確認を行うこととしたため、令和2年度は納骨を行いませんでした。

※2 納骨の後、DNA鑑定によって身元が特定され、千鳥ヶ淵戦没者墓苑から御遺骨をお出し、御遺族にお返しした数等を除きます。

身元特定のためのDNA鑑定結果（令和7年度末時点）

単位（件）

年度	判明 (①)	①判明の内訳			否定 (②)	②否定の内訳			計 (①+②)	計の内訳	
		a 旧ソ連 地域	b その他	b その他 内訳		a 旧ソ連 地域	b その他	b その他 内訳		a 旧ソ連 地域	b その他
平成15年度	8	8	0		0	0	0		8	8	0
平成16年度	47	47	0		24	6	18	沖縄 17、ノモンハン 1	71	53	18
平成17年度	157	157	0		36	36	0		193	193	0
平成18年度	168	168	0		245	245	0		413	413	0
平成19年度	149	149	0		187	184	3	沖縄 3	336	333	3
平成20年度	145	145	0		71	68	3	沖縄 3	216	213	3
平成21年度	86	84	2	硫黄島 1 東部ニューギニア 1	76	76	0		162	160	2
平成22年度	46	43	3	フィリピン 1 東部ニューギニア 1 沖縄 1	60	60	0		106	103	3
平成23年度	30	30	0		15	11	4	沖縄 4	45	41	4
平成24年度	32	30	2	硫黄島 1 サイパン島 1	65	59	6	硫黄島 2、沖縄 3 ソロモン諸島 1	97	89	8
平成25年度	68	64	4	東部ニューギニア 1 沖縄 3	126	110	16	沖縄 16	194	174	20
平成26年度	65	65	0		125	125	0		190	190	0
平成27年度	43	43	0		93	53	40	沖縄 40	136	96	40
平成28年度	40	39	1	占守島 1	394	92	302	沖縄 301、サイパン島 1	434	131	303
平成29年度	16	14	2	沖縄 1、占守島 1	50	34	16	沖縄 16	66	48	18
平成30年度	49	49	0		444	94	350	沖縄 350 (4地域分18、10地域分332)	493	143	350
平成31年度 令和元年度	25	23	2	トラック諸島 2	231	69	162	ツバル 5、トラック諸島 8 沖縄 50、タラワ環礁 99	256	92	164
令和 2 年度	26	18	8	タラワ環礁 2 硫黄島 3 トラック諸島 2 沖縄 1	186	25	161	沖縄 56、タラワ環礁 98 トラック諸島 6、マリアナ諸島 1	212	43	169
令和 3 年度	10	6	4	テニアン島等 4	493	14	479	硫黄島 120、沖縄 201 タラワ環礁 95、フィリピン 49 サイパン島 1、トラック諸島 1 米国 3、テニアン島 9	503	20	483
令和 4 年度	21	18	3	硫黄島 1 テニアン島 2	898	32	866	硫黄島 125、沖縄 203 フィリピン 225、ペリリュー島 8 米国 2、テニアン島 2 トラック諸島 1、タラワ環礁 86 東部ニューギニア 61 ビスマーク・ソロモン諸島 97 マリアナ諸島 56	919	50	869
令和 5 年度	16	14	2	テニアン島 2	1,022	5	1,017	沖縄 344、硫黄島 118 タラワ環礁 11、フィリピン 243 東部ニューギニア 32 ビスマーク・ソロモン諸島 65 インドネシア 75、マーシャル諸島 48 ノモンハン 7、樺太 3 メレヨン島 10、パラオ諸島 36 ウエーク島 9、トラック諸島 12 テニアン島 1、ペリリュー島 3	1,038	19	1,019
令和 6 年度	36	33	3	トラック諸島 2 沖縄 1	902	50	852	沖縄 78、フィリピン 107 マリアナ諸島 99、硫黄島 53 東部ニューギニア 58 インドネシア 98 メレヨン島 5、パラオ諸島 26 トラック諸島 5、ミャンマー 212 マーシャル諸島 15、インド 23 タイ 19、タラワ環礁 7 ビスマーク・ソロモン諸島 47	938	83	855
令和 7 年度	18	14	4	硫黄島 3 ミャンマー 1	945	25	920	沖縄 189、タラワ環礁 3 硫黄島 115、フィリピン 219 ミャンマー 79、東部ニューギニア 93 ビスマーク・ソロモン諸島 39 マリアナ諸島 41、インドネシア 38 マーシャル諸島 16、ノモンハン 2 インド 5、タイ 2、メレヨン島 15 パラオ諸島 47、ウエーク島 1 トラック諸島 16	963	39	924
合計	1,301	1,261	40		6,688	1,473	5,215		7,989	2,734	5,255

※ ①判明の数はDNA鑑定の結果、身元が特定された申請者（御遺族）及び御遺骨の数であり、②否定の数は身元が特定されなかった申請者（御遺族）の数です。

④ 慰霊巡拝と戦没者慰霊碑の建立

厚生労働省では、旧主要戦域や遺骨収集を実施できない海域で戦没者を慰霊するため、昭和51年度から慰霊巡拝を計画的に実施しています。また、旧ソ連とモンゴル地域では、抑留中死亡者の埋葬地等を訪れる慰霊巡拝を実施しています。

また、戦没者への慰霊と平和への思いを込めて、昭和45年度以来、硫黄島と海外14か所に戦没者慰霊碑を建立しました。旧ソ連地域については、埋葬地のある地方毎に小規模な慰霊碑を順次建立しています。



合同追悼式（インドネシア）



現地慰霊（東部ニューギニア）



現地慰霊（フィリピン）



現地慰霊（ウズベキスタン）

戦没者慰霊碑建立状況



硫黄島戦没者の碑

東京都小笠原村硫黄島
昭46. 3. 26 竣工



比島戦没者の碑

フィリピン共和国
ラグナ州カリラヤ
昭48. 3. 28 竣工



中部太平洋戦没者の碑

アメリカ合衆国(自治領)
北マリアナ諸島サイパン島マツピ
昭49. 3. 25 竣工



南太平洋戦没者の碑

パプアニューギニア独立国
東ニューブリテン州ラバウル市
昭55. 9. 30 竣工



ビルマ平和記念碑

ミャンマー連邦共和国
ヤンゴン市
昭56. 3. 28 竣工



ニューギニア戦没者の碑

パプアニューギニア独立国
東セピック州ウエワク市
昭56. 9. 16 竣工



ボルネオ戦没者の碑

マレーシア
ラブアン市
昭57. 9. 30 竣工



東太平洋戦没者の碑

マーシャル諸島共和国
マジュロ島マジュロ
昭59. 3. 16 竣工



西太平洋戦没者の碑

パラオ共和国
ペリリュー州ペリリュー島
昭60. 3. 8 竣工



北太平洋戦没者の碑

アメリカ合衆国
アラスカ州アッツ島(アリューシャン列島)
昭62. 7. 1 竣工



第二次世界大戦慰霊碑

インドネシア共和国
パプア州ビアク島パライ
平6. 3. 24 竣工



インド平和記念碑

インド
マニプール州インパール市ロクパチン
平6. 3. 25 竣工



日本人死亡者慰霊碑

ロシア連邦
ハバロフスク地方ハバロフスク市
平7. 7. 31 竣工



樺太・千島戦没者慰霊碑

ロシア連邦
サハリン州(樺太)スミルナイフ
平8. 11. 1 竣工



日本人死亡者慰霊碑

モンゴル国
ウランバートル市
平13. 10. 15 竣工

お問い合わせ

遺骨収集事業についてはこちら

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局事業課

TEL:03-3595-2228 FAX:03-3595-2229

※ 本パンフレットは厚生労働省ホームページにも掲載しております。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 戦没者遺族等への援護

URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/index.html>

遺骨収集事業に参加ご希望の方はこちら

※ 事業に参加いただくには関係社員団体の会員に登録いただく必要があります。

〒105-0003 東京都港区西新橋1-4-14 物産ビル3階

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会

TEL:03-3581-2755 FAX:03-6206-1880

URL:<http://jarrwc.jp/>

身元特定のためのDNA鑑定についてはこちら

- ・ 身元特定のためのDNA鑑定を希望される御遺族は、「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載の上、厚生労働省社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室へご提出ください。

(厚生労働省連絡先)

TEL:03-3595-2219、FAX:03-3595-2229、メール宛先:dnakantei@mhlw.go.jp

郵送宛先:〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局事業課 戦没者遺骨鑑定推進室

- ・ 沖縄県の戦没者遺骨のDNA鑑定を希望する沖縄県在住の方は、下記の沖縄県庁へご提出ください。

(沖縄県庁連絡先)

FAX:098-866-2758、メール宛先:aa031704@pref.okinawa.lg.jp

郵送宛先:〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県生活福祉部 保護・援護課

※ 申請書等の様式は、上記連絡先に請求いただくか、厚生労働省または沖縄県庁のホームページからもダウンロードいただけます。

先の大戦における戦没者の遺骨収集事業についてはYouTubeで動画も公開しています。

【全体版】



【ダイジェスト版】

